

平成 29 年

第 2 回西原村臨時会議録

平成 29 年 3 月 29 日

平成 29 年 3 月 29 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成29年第2回臨時会会期日程表

月　　日	曜	区　分	日　　　　　　程	備　考
3月29日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議（議案第24号）	

提 出 議 案 等

(平成29年3月29日提出)

(村長提出議案)

議案第24号 工事請負契約の締結について

目 次

第1号（3月29日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第24号）	5
日程第 4 議案第24号 工事請負契約の締結について	6
閉 会	12
署 名	13

第 1 号 (3 月 29 日)

平成29年第2回西原村議会臨時会会議録

平成29年3月29日、平成29年第2回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成29年3月29日（水曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長提案理由説明（議案第24号）

日程第 4 議案第24号 工事請負契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悅 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悅 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (1名)

4 番 中 西 義 信 君

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	内 田 安 弘 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	西 山 春 作 君
企画商工課長	高 本 孝 瞨 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	中 村 義 光 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	藤 吉 昌 也 君
保育園長	園 田 久美代 君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は中西議員より欠席届が出ております。

第2回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成29年第2回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、村上高志君、3番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長　日置和彦君　登壇　説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成29年第2回臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年度も残り2日となり年度末そして年度初めの時期を迎える、議員各位にはいろいろとご多忙の中ご活躍のことと察し申し上げます。

平成28年度は熊本地震の発生により震災対応から復旧、復興に向け、私たちも苦難に満ちた大変な一年でありました。しかし、被災された方々の心情を察すれば、一日たりとも停滞するわけにはまいりません。震災直後の避難所運営から仮設住宅への入居等々、被災者救済を第一に考え進めてまいりました。

本日提案しております議案につきましても、平成28年度当初予算に計上させていただいておりましたが、震災対応等で入札事務手続がおくれまして、繰り越し事業として本日提案するものであります。

議員各位におかれましては、慎重審議をお願いいたしまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第24号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、当村で平成10年度にアノログ防災行政無線同報システムを全域に整備し、災害発生時を初

め、村が発信するさまざまな情報伝達の最も有効な手段として運用してきました。しかしながら、整備から既に18年が経過しており、機器の不具合が発生した際、修理に必要な部品の在庫もなく、入手不可能な状態であることから、更新しなければならない時期に来ておりました。熊本地震の影響もあり、平成28年度予算で繰り越し事業として実施することといたしました。

今般、公募型プロポーザル方式により、契約の相手が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第24号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月29日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、総消第1号、西原村デジタル防災行政無線同報系システム整備工事。

2、契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル）。

3、契約金額、4億2,487万2,000円（税抜き額3億9,340万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区本荘6丁目17番21号。会社名、株式会社九電工熊本支店。代表者、執行役員支店長、陶山和浩。

参考資料といたしまして、皆様に工事請負契約公共工事請負仮契約書をお配りしております。

今回の工事請負契約につきましては、村長からもありましたように、熊本地震の影響もあり、平成28年度予算での繰り越し事業として実施することといたしました。

平成10年度にアナログ防災行政無線同報システムを全域に整備して、活用を行ってきております。しかし、整備から既に18年が経過しております、老朽化も進んでおる状態でございます。また、機器の不具合等も発生して、修理に必要な部品の在庫もなく、入手不可能な状態であることから、今回、更新しなければならないということで、その時期に来ておりました。

今回の整備では、情報伝達能力を低下させないよう、既存のシステム同様、村内全域をカバーするため、全世帯に戸別受信機を配備いたします。

また、デジタル防災行政無線を導入することにより、ホームページ等との連携機能も可能となり、住民へのさらなる情報伝達能力の向上が期待できるものでございます。

同報系防災行政無線につきましては、デジタル化の期限というのは設けられておりませんが、いずれしなければならないものでございます。現行機器の耐用年数、故障状況も考慮して、緊急防災・減災事業債、これは起債充当率100%、交付税措置70%というものでございます。それを活用できるこのタイミングで事業を実施することが望ましいと考えているところです。

施工業者の選定におきましては、一般競争入札等も考えておりましたけれども、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から総合的に判断、評価できる公募型プロポーザル方式により選定することが適するものと思われ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とするものでございます。

3月16日を開催いたしました2次審査でございますけれども、プレゼンテーション及び聞き取り、ヒアリングでございますけれども、これにつきましては、もともと参加表明6社がございましたけれども、そのうち4社がこの2次審査のプレゼンテーション、ヒアリングに参加をしております。その中で、システムの内容に関する提案、提案のコンセプトとか情報伝達手段について、または機器等の機能性、操作性等について提案を受けております。

また、施工計画に関する提案、デジタル化整備に向けた既存システムからの切りかえ方法とか、新旧併設期間等について提案を受けております。また、保守に関する提案、定期点検、障害時の対応等がございました。

その結果、総合的に評価をいたしまして、契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条約第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君） 3番、坂本です。

今回の請負契約のほうが、株式会社九電工となっております。得点が私たちのところにはもらっておりますけれども、この得点の方法を副村長のほうがご存じということで、そちらのほうの説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 副村長。

○副村長（内田安弘君） お答えいたします。

先ほど総務課長のほうから説明もございましたんすけれども、プロポーザル方式ということで、3月16日に審査をいたしました。この審査に当たりましては、前日の午後、3時間ほどかけて委員7名の視点を合わせるということで、提案内容に対する審査、コンセプトが妥当であるかどうか。それから、情報伝達手段としての防災情報の収集、把握する観点が、提案があるか。機器等の機能、操作性、拡張性等について十分な提案があるかどうか。対災害性いわゆる機器とか工事の耐震設計は十分かどうかとか、観点。それと施工の提案、保守の提案、それから見積もりについても各項目に従って審査しております。

7名の委員のそれぞれの評価をしていただきまして、それを単純に、当日に集計して出した答えがこの答えでございまして、九電工さんが520点、それから次点で、NECネットアイ株式会社さんが506点ということで、僅差ながら九電さんということでした。

おののの項目におけるには余り大差なく、ほとんど二、三点の差ということで、内容的には、私個人としては同等の提案内容であったというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君） よござりますか。ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悅朗君） 9番、桂です。

今回、九電工さんということで仮契約されているんですが、九電工さんの実績、これを副村長は山江村とかそういうところに、どういうふうな問題点があるとか、こういうところがいいとかそういうもの。

それと、次点のNECさんは、つけられているところ、そういうところを調査されましたか。一応、ちょっと聞きたい。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） それぞれの自治体に調査はしておりません。

ただ、実績ということで上がってきてくれるところは確認をしておりますけれども、中身の精査はやっておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君） 桂議員。

○9番議員（桂 悅朗君） どこの会社も長所、短所というのはあるんです。

それと、この西原村にあった設備、それを考えないと、後で、デジタルですから難しいところもございます。西原村は山沿いがありますし、そうすると、ここで九電工さんは山江村というのは、やはり山の中で届きにくいところもかなりあるというふうに思うんです。そういうところもやはり実績として、どういうふうな状況であるかということも調べておかないといけないのかなと。

そういうものもあわせもってこの点数がついとるということであればわかりますけれども、点数つける人たちがどこまで知っていたのかなと。そこら

あたりもやはり考えてやらないと、ただ単に見た目で点数をつけられたということであれば、ちょっと違うのではないのかな。

その点、副村長どうですか。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）今、過去の実績ということですが、ほかの業者さんもありまして、特定の業者さんというか業者ごとの実績ということはやっておりませんが、ただ、特記仕様書を作成するに当たりまして、例えば長洲町に出向いてとか、それから菊陽町、それから合志市あたりの話を聞いてとかということをしながら、本村に合うような特記仕様書に仕上げたつもりでございます。

ですので、この特記仕様書どおりにある程度設計がなされているのであれば、十分本村の特性を踏まえた適正なデジタル行政無線のシステムができ上がるというふうに思っています。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悅朗君）今言われた、それが本当にそうでないと、実際に言って、自分たちがここ5億円近くのお金を使って整備するわけですから、きちんととしたことをやってもらっているということがわからないと、私たちもここで決議しなくてはならないものですから、そこらあたりちょっと聞きたかったので、ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今回、こういった大きな事業で、プロポーザル方式という形で公募されまして、会社が6社、後、4社で審査をしたということですが、一応その場合、会社から提出、ここにプロポーザルの実施要領ということで各業者さんに説明をされて、提案書が出たと思っております。それをもとに検討されたのだと思っておりますので、それで、提案書の中でではございますが、あらあらではございますが、どういったふうにするのかといいますか、工事は平成30年2月末までという工期になっているようですが、今アナログの既存のところでやる予定ではあるとは思いますが、どういった方向でデジタル化を進められていくか。

その後、いろいろ作成要綱を見ますと、保守点検に関する提案あたりも大分提出を求められていたかと思っておりますので、技術提案のほうは余りわかりませんが、先ほど言いました保守に関することで、定期点検、障害時対応という中で、一応機械ですので故障もでますので、見れば1年は無償というような形で書いてありますが、10年間の保守点検費用は提案されたところと協議しながらの内容で算出するというようなことを書いてありますので、どのような形で行われるのかなということをちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）審査時、提案されました内容でございますが、まず1つ、工事につきましては、契約が終わりましたら4月ぐらいから機器の製作等々を8月ぐらいまで行い、その後、免許申請等を行って、実質上、設置工事につきましては7月ないしは8月ぐらいから入るというふうに提案を受けております。

今年度10月以降に、デジタルとアナログの併用の運用を行いながら、平成30年2月に完全にデジタルに移行するというようなご提案をいただいております。

それから、保守に対する提案でございますが、定期点検、年に1回ということで、村と協議しながら行うということです。親局の設備、簡易中継局、再送信設備、屋外子局の設備、情報配信設備等を定期点検を行う。

それから、障害時の対応ということで、やはり何かがあった場合に、まず受付を九電工のほうで行っていただきまして、また、24時間365日対応するということあります。

また、保守のサポートとして、運用の説明会とかマニュアルの整備、それからいろいろな今後の免許更新の更新手続等々も行っていただけるというようなご提案をいただいております。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体今度の夏ごろから着工というようなこと伺いましたが、先ほど言いましたが、保守の見積もりといいますか、1年間は無償、その後の発生は10年分の保守点検費を全項目入れて、応募業者が指名したサービスレベルの内容で算出すること。早く言えば、九電工さんの指名したのはどういうのかなというような感じですが、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）内田副村長。

○副村長（内田安弘君）今、お話をありましたように、瑕疵期間につきましては、法定費用としての電波利用料等々で9万2,700円ほどですが、その後、平成31年から保守費用に係る費用、それから法定費用合わせまして300万円ほどがあります。あと、例えば5年目とか10年目というところに、少し全体的なメンテナンスを集中的に行うというところで約500万円ほどということですので、通常、法定費用も含めまして300万円代の保守点検費用というふうにご提案をいただいております。

○議長（宮田勝則君）よござりますか。ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

先ほどから、保守ということで質問が出ておりますが、今回の改正というのが部品の調達ができない、18年たって部品の調達ができないということでございます。

今回のシステムにおいては、いつまでこの部品が供給されるのか。そのあたりが、機械ももう更新間際のは、あと補修の部品がないと。更新してすぐの機械は、これから何十年か、10年とか、20年とか、そのメーカーによって何年まで製造するというようなあれがあると思うんですが、今回のシステムは何年まで部品の供給というができるのか。

それと、あともう一点が、デジタル化、デジタル化と言いますが、今回、昨年大きな地震でうちが見舞われておりますが、デジタル化というのはどういうものかというのをちょっと説明願いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時27分）

（午前10時29分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）耐用年数の話が、それぞれの機器の保守といいますか製造についての部分につきましては、10年が大体めどとなっておると思いますが、ただ、それぞれの機種といいますか機材によっては違う部分もあると思います。

それから、デジタル化によってどのような感じにアナログから変わるので、どのような部分につきましては、今までの防災無線の同報系につきましては、当然こちらのほうから放送を行って、それぞれの子局の拡声器、スピーカーから放送と戸別情報無線、それぞれの住宅につけてあります戸別受信機で放送という形しかできませんでしたけれども、そのほかに携帯電話とかホームページ等にも一括または選択して配信ができたり、それから、電話等で録音とかもできたりというようなこともできるというふうに変わっていくということです。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）以前の防災無線のデメリットというか欠点が、私は消防団に属しておったときに、移動系なんですかけれども非常に使いにくかったということで、消防団が使いなれた人間は役場との連絡、頻繁にやっていましたが、普通ならプレートを置くスイッチを押して会話する、これが緊急時は鉄則なんですかけれども、今までのは1回押して、そして音が出て、その後に通話すると非常に難しかったということで、ほとんどされなかった。

それと、各集落の放送を聞く機器ですけれども、そちらのほうに単体から放送できるシステムがあったんですが、私は極端に使ったほうなんですかけれども、やはり情報の伝達、やはり災害時は本部からの一時停電とかありましたので、なかなか緊急の放送ができなかつたかとは思うんですけれども、数日したら放送あってましたけれども、そういうときに、地域の住民、消防団

または区長さん、そのあたりがすぐにでも集落に関する放送がすぐできるようなシステムであってほしいと思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）副村長。

○副村長（内田安弘君）今回の仕様書の中におきましては、一応各集落でこの防災行政無線を集落ごとに利用できるというような仕様書にしておりまして、その提案をなされておりますので、そのようになるかと思います。

今、優先で各集落でできますところも、家の建ちぐあいとかいろいろな意味で非常に難しい状況もあると思いますので、これができれば各集落ごとにいろんな連絡ないしは集落ごとの避難の話とかというのが可能になるというふうに思っています。

○議長（宮田勝則君）よございませんか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成29年第2回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮田勝則

2番議員 村上高志

3番議員 坂本隆文